

●香川県告示第65号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、男木島加入区について、平成19年香川県告示第570号による保険に付すべき義務は、平成23年12月20日限り消滅したので告示する。

平成24年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造